5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yorimitsu Tsumoto, Director General of Hokkaido Regional Forest Office.

⑵　Classification of the services to be procured : 51

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Car check business for Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

⑷　Fulfillment period : 29 March, 2013

⑸　Fulfillment place : Car resolution maintenance office where contractor has chosen.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

③　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification “provision of service” for participating in tenders by Organization in Hokkaido area related to Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2010, 2011 and 2012,

④　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time limit for tender : 11 : 00, 8 May, 2012 (tenders submitted by mail : 17 : 00, 7 May, 2012)

⑻　Contact point for the notice : Akira Moriwaki, Selling Division, Hokkaido Regional Forest Office, 3―7―70 Miyanomori, Chuoku, Sapporo, Hokkaido, 064―8537, Japan TEL 011―622―5248

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成24年3月16日

分任支出負担行為担当官

那覇航空交通管制部長　宍戸　文雄

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　47

○第２号

1　調達概要

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達等件名及び数量

平成24年度飛行情報管理システム等運用支援（電子入札対象案件）

⑶　履行場所　入札説明書による。

⑷　調達内容等　仕様書による。

⑸　履行期間　平成24年４月１日から平成25年３月31日まで。

⑹　電子入札システムの利用　本案件は、資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを分任支出負担行為担当官に提出することにより、紙入札による参加の承諾を得ることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

⑷　競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑸　予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官が定める要件を全て満たす者であること。（詳細は入札説明書による。）

3　入札手続き方法等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒901―0142 沖縄県那覇市字鏡水334　那覇航空交通管制部会計課管財調達係　門吉　智範　電話098―858―7157（直通）

⑵　入札説明書の交付方法　本日より平成24年３月23日までの間、縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。

⑶　申請書及び資料等の提出期限　平成24年３月23日17時00分まで。

⒜　電子入札システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び、資料を下記⑹に示すＵＲＬに提出しなければならない。

⒝　紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び、資料を上記⑴に示す場所に提出しなければならない。

⑷　電子入札システムによる入札書の提出期限　平成24年３月29日17時00分まで

⑸　紙入札による入札書の提出期限　持参又は郵送等により、上記⑴に示す場所へ上記⑷に示す提出期限までに必着とする。

⑹　電子入札システムＵＲＬ及び問い合わせ先　国土交通省電子入札システム　https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/　上記⑴の問い合わせ先と同じ。

⑺　開札日時及び場所　平成24年３月30日10時00分　那覇航空交通管制部入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札参加者に要求される事項　開札日の前日までに申請書及び、資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。なお、提出期限までに申請書及び、資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

⑷　競争参加資格の確認　本案件の参加希望者は２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、２⑶に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、２⑴、⑵、⑷及び⑸に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、２⑶に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において２⑶に掲げる事項を満たしていなければならない。

⑸　入札の無効　２に掲げる競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び国土交通省航空局競争契約入札者心得第８条に該当する入札は無効とする。なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において２に掲げる競争参加資格が無くなった者は、競争参加資格の無い者に該当する。

⑹　入札方法　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。